

熊本県公報

号外 第 45 号
平成 19 年 12 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) 1
 - 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 3
 - 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) 3
 - 熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 3
 - 熊本県調理師法施行規則の一部を改正する規則……………(健康づくり推進課) 4
 - クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(薬務衛生課) 4
 - 熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則……………(企業立地課) 7
 - 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則……………(農業経営課) 7
- 訓 令**
- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) 7

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 66 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
第 1 条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和 32 年熊本県規則第 38 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 中

給料月額
円
127,700
128,700
129,700
130,700
131,500
132,500
133,500
134,500
135,600
136,800
138,000
139,200
140,300
141,500
142,700
143,900
145,100

給料月額
円
129,200
130,200
131,200
132,300
133,100
134,100
135,100
136,100
137,200
138,400
139,600
140,800
141,900
143,100
144,300
145,500
146,700

146,600		148,200	
148,100		149,700	
149,600		151,200	
151,000		152,600	
152,500		154,100	
154,000	を	155,600	に改める。
155,500		157,100	
157,000		158,600	
158,800		160,400	
160,600		162,200	
162,400		164,000	
164,200		165,800	
165,900		167,500	
167,600		169,200	
169,300		170,900	
177,100		178,500	
178,600		180,000	
180,100		181,500	
181,600		183,000	
183,100		184,500	
184,400		185,700	
185,700		187,000	
187,000		188,300	
188,400		189,700	
189,600		190,800	
190,800		192,000	
192,000		193,200	
193,300		194,400	
194,600		195,600	
195,900		196,700	
197,200		197,800	

別表第 4 中

号	給	調整基本額
1		5,746 円
2		5,791
3		5,836
4		5,881
5 ~ 32		5,900

号	給	調整基本額
1		5,814 円
2		5,859
3 ~ 32		5,900

同表備考中「5 ~ 32」を「3 ~ 32」に、「5 号給」を「3 号給」に改める。

第 2 条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第 4 条第 8 項中「以下「再任用職員」という。」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く」に改め、同条第 9 項中「条例第 2 条第 1 項の短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を「短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額を「その者の受ける号給に応じた額（その者が法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員であるときは、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額とする。）」に改める。

第 5 条第 3 項中「当該職員の号給」を「職員の区分及び当該職員の号給」に改め、「(その者が再任用職員であるときは、別表第 4 の再任用職員の欄に掲げる額とする。)」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(育児短時間勤務をしている職員の給与)

第 8 条 育児短時間勤務をしている職員の給与については、一般職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
(給料の切替え等)
- 3 この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の適用を受ける職員の例による。
(給与の内払)
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 67 号

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成 19 年熊本県規則第 6 号の 2)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 68 条の 2 第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 4 項第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 68 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則(平成 12 年熊本県規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

本則の表第 1 号左欄中「第 9 号(6)」を「第 10 号(6)」に改め、同表第 2 号左欄中「第 25 号(14)」を「第 27 号(14)」に改め、同号右欄中「菊池市及び天草市」を「人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、富合町、長洲町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町及び芦北町」に改め、同表第 3 号左欄中「第 42 号(3)」を「第 45 号(3)」に改め、同表第 4 号左欄中「第 44 号(3)」を「第 47 号(3)」に改め、同表第 5 号左欄中「第 53 号(2)」を「第 56 号(2)」に改め、同表第 6 号左欄中「第 56 号」を「第 59 号」に改め、同表第 7 号左欄中「第 58 号(3)」を「第 61 号(3)」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 69 号

熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税特別措置条例施行規則(昭和 39 年熊本県規則第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は条例第 4 条の 7 第 1 項第 2 号」を「、条例第 4 条の 7 第 1 項第 2 号又は条例第 4 条の 13 第 1 項第 1 号」に改める。

第 4 条中「又は条例第 4 条の 12 第 1 号」を「、条例第 4 条の 12 第 1 号又は条例第 4 条の 13 第 1 項第 1 号」に改める。

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式中「第 4 条の 7 第 1 項第 2 号」を「第 4 条の 7 第 1 項第 2 号・第 4 条の 13 第 1 項第 1 号」に改める。

別記第 5 号様式中「第 4 条の 7 第 1 項第 2 号」を「第 4 条の 7 第 1 項第 2 号・第 4 条の 13 第 1 項第 1 号」に、「又は離島振興地域内」を「、離島振興地域又は同意集積区域内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 70 号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県調理師法施行細則（昭和 34 年熊本県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条第 2 号中「第 47 条」を「第 57 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 71 号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和 32 年熊本県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県クリーニング業法施行細則

第 7 条中「し、同条に規定する書類のほか、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者であることを証する書類を添付しなければならない」を「する」に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 2 号様式の 2 中「印」を削る。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第7号様式(第7条関係)

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)
氏 名

クリーニング師試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申し込めます。

本籍地	都・道・府・県
住所	
生年月日	

※ 添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真(出願前 6 ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、上半身のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- 3 クリーニング師試験の受験資格を有する者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 57 条に規定する者)であることを証する書類(卒業証明書又は卒業証書の写し)

備考 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

(日本工業規格A4)

別記第 12 号様式を次のように改める。

別記第12号様式(第12条関係)

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第 6 条第 1 項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍(都道府県名)	
住 所	
免許証登録番号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日
再交付申請の理由	

※添付書類

破り又は汚した場合は、その免許証

備考 この申請書の様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

(日本工業規格A4)

附 則
この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 72 号

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県工場等設置奨励条例施行規則（昭和 39 年熊本県規則第 61 号）の一部を次のように改正する。
附則第 4 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項中「以下」の次に「この項において」を加える。
附則に次の 1 項を加える。

9 同意集積区域内の工場等に係る第 2 条第 1 項に規定する申請書の提出期限が、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例（平成 19 年熊本県条例第 75 号。以下「平成 19 年改正条例」という。）の公布の日から起算して 1 月を経過した日前であるときは、当該提出期限は、同項の規定にかかわらず、平成 19 年改正条例の公布の日から起算して 1 月を経過した日とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 73 号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則
熊本県立農業大学校規則（昭和 58 年熊本県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 56 条第 1 項」を「第 90 条第 1 項」に改める。

附 則
この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 44 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 12 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令
第 1 条 熊本県職員服務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「人事課長」を「総務事務センター長」に改める。
第 13 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 3 条第 3 号」を「第 3 条第 4 号」に改める。
第 13 条の 4 第 1 項中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改める。
別記第 5 号の 2 の 2 様式中「第 3 条第 3 号」を「第 3 条第 4 号」に、

子を養育するために利用 する制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	を
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		

子を養育するために利用す る制度等	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	に改める。
	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

別記第 5 号の 3 様式を次のように改める。

別記第 5 号の 3 様式 (第 13 条の 4 関係)

部分休業承認請求書					
地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 1 項の規定により部分休業を次のとおり請求します。					
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親		
氏 名			氏 名		
続 柄			子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年	月	日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求期間及び時間	期間			時間	
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分
	年	月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分
	年	月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時 分
4 備 考					
年 月 日					
所 属 名					
職 氏 名 印					
所 属 長 氏 名 様					

* 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合には、その内容を備考欄に記入すること。

* 該当する□には、レ印を記入すること。

別記第 5 号の 4 様式中

「

休業に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負債・疾病 その他 ()

を

」

「

休業に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病

に、「こととなった」を

託児できるようになった。 その他 ()

」

「こととなった」に改める。

第 2 条 熊本県職員服務規程の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表中「第 45 条」を「第 54 条」に、「第 52 条の 2」を「第 84 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

